

## 高山市自治体経営戦略調査等業務委託プロポーザル審査会設置要綱

### (目的)

第1条 高山市第八次総合計画の策定にあたり、市の現状分析や第七次総合計画の検証を行い、更には各分野の有識者から専門的見地の意見、提言を得ることを目的とした「高山市自治体経営戦略調査等業務委託」の実施にあたり、高山市自治体経営戦略調査等業務委託プロポーザル実施要領に基づき提出されたプロポーザル企画提案の内容を、適正かつ公平に審査評価し、契約候補者を選定するため、高山市自治体経営戦略調査等業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) プロポーザル企画提案の審査・評価に関すること。
- (2) 契約候補者の選定に関すること。
- (3) その他プロポーザル企画提案を審査・評価するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 審査会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員の任期は、契約締結者を選定するまでとする。

### (委員長)

第4条 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総轄し、審査会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 委員長は、審査のため必要と認めるときは、当該審査に係る事務を所掌する職員に対し、その出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

### (会議)

第5条 審査会は、必要に応じて市長が招集する。

### (審査・評価の方法)

第6条 プロポーザル企画提案の審査評価の方法については、市長が別に定める高山市自治体経営戦略調査等業務委託プロポーザル審査要領による。

### (秘密の保持)

第7条 委員は、審査を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

### (利害関係に関する申告等)

第8条 委員は、本件の審査に関し提案者と利害関係を有する場合は、その旨を事務局へ申告しなければならない。

- 2 委員は、提案者から故意の接触があった場合は、事務局へ通報しなければならない。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、高山市企画管理部企画課総合計画策定室において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	人 数
自治体経営に関し識見を有する者	1名
行政代表（高山市）	2名